第95類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注
1　この類には、次の物品を含まない。
(a)～(d)　［略］
(e)　第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー）並びに第61類又は第62類の紡織用繊維製の仮装用の衣類
(f)～(t)　［略］
(u)　一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）
(v)　［略］
(w)　［略］
2～5　［略］
号注
［略］

［略］				
96.01 〃 96.19 96.20	［略］			
9620.00	000	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品		KG
［略］				

○**財務省告示第二百八十七号**

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
三井化学株式会社	東京都港区東新橋一丁目五番二号
三菱化学株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル
日本ユニペット株式会社	東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十号上野ビル
越前ポリマー株式会社	福井県鯖江市水落町四十七字三反田三十番地一

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　高重合度ポリエチレンテレフタレート

㈡　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第三九〇七・六〇号に分類されるポリエチレンテレフタレートのうち、粘度が一グラムにつき〇・七デシリットル以上のもの

㈢　特徴　一般に白色のペレット状であり、主として、ボトルやシートに加工され使用されている。

第95類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注
1　この類には、次の物品を含まない。
(a)～(d)　［同左］
(e)　第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類
(f)～(t)　［同左］
［新規］
(u)　［同左］
(v)　［同左］
2～5　［同左］
号注
［同左］

［同左］				
96.01 〃 96.19		［同左］ ［新規］		
［同左］				

三　調査に係る貨物の供給者及び供給国

㈠　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ　Jiangsu Sanfangxiang Group Co., Ltd.
ロ　Indorama Ventures Public Company Limited.
ハ　浙江万凱（万凱）新材料有限公司
ニ　Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co.
ホ　Jiangsu Xingye Plastic Co.,ltd
ヘ　China Resources Company Limited
ト　Zhuhai Yuhua Polyester Co., Ltd.
チ　Dragon Special Resin (Xiamen) Co., Ltd.
リ　Zhejiang Hengyi Group Co., Ltd.
ヌ　XINHUI INDUSTRIAL LIMITED
ル　Changzhou Andenie Polyester Co. Ltd.
ヲ　遠紡工業（上海）有限公司

㈡　供給国　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　平成二十八年九月三十日

五　調査の対象となる期間

㈠　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

㈡　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで